

○達川雄一郎議員 発言の許可をいただきましたので、議案第113号「令和7年度今治市一般会計補正予算（第6号）」のうち、1番目、歳出2款1項11目いまばり暮らし応援券事業費について質疑をさせていただきます。

政府は、このたび、物価高対策として1人当たり3,000円相当のおこめ券配付を想定した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充を決定しましたが、実際の配付内容や金額は各自治体の判断に委ねられているため、地域間で格差が生じる可能性について危惧されております。

また、おこめ券は500円の額面に対して440円分しか購入できない仕組みになっており、12%に相当する60円の手数料は、おこめ券の印刷代など発行事業者に入るため、「市民に届くお金が減る」「おこめ券の事業者がもうかる仕組みになっているのではないか」といった批判があります。これら批判を背景に手数料の見直しが行われ、全国米穀販売事業共済協同組合、全国農業協同組合連合会は自治体向けの臨時券を発行することを発表し、利益の上乗せを行わず発行することで、1枚当たり現在の500円からそれぞれ477円、480円にする考えを示しました。

質疑の場において私見を述べることが適当でないことは承知しておりますが、私は一時的なばらまき政策には懐疑的な立場であります。しかしながら、政府からの補助が決定したわけですから、補助金を有効的に利活用し、可及的速やかに市民に還元することは肝要であると考えます。

1点目、連日の報道では、おこめ券以外の方法で市民に還元する自治体も出てきておりますが、おこめ券の配付を選択するに至った経緯について詳細をお伺いいたします。

○越智 忍議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 達川議員御質疑の議案第113号「令和7年度今治市一般会計補正予算（第6号）」についての1番目、歳出2款1項11目いまばり暮らし応援券事業費についてお答えさせていただきます。

物価高騰の影響を受けている家計の負担を一刻も早く軽減することを目的とした国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2兆円の追加予算が今月16日に成立しましたことを受け、それぞれの自治体が地域事情に応じた物価高騰対策を実施できるようになりました。今治市分といたしまして総額16億5,400万円余りが配分されることになりましたが、このうち約5億4,300万円が食料品特別加算分となっております。また、今回の交付金は、食料品等の価格高騰が続く中で家計を下支えするための経済対策の一つと位置づけられていることもあります。本市としても、この交付金を可能な限り迅速に、効果的に市民の皆様にお届けしたいとの思いで、追加提案をさせていただいておりますおこめ券の方法以外にも、現金給付、電子クーポン、地域商品券、プレミアム商品券などでの給付について様々考え方を巡らせてまいりました。

その中で、達川議員お尋ねの1点目、おこめ券の配付を選択した理由についてでございま

す。

まず1つ目が、迅速かつ公平に市民の皆様にお届けができるという点でございます。

おこめ券であれば、申請手続やデジタル操作を必要としないことから、年齢などの様々な事情にかかわらず、届いたその日から御利用が可能となります。また、現金や電子クーポンを配付する場合のように銀行口座の登録やスマートフォン等での電子申請をお願いする必要もなく、商品券等を新たに印刷するための時間や経費が不要で、使える店舗の登録作業や今治市と店舗側との精算手続業務も省略できます。さらには、本市におきましては、これまで2回のおこめ券配付事業を実施していること也有って、一部の報道等で指摘されているような、おこめ券だとお米の購入しか使えないということではなくて、地元のお店でお米に限らず食料品や日用品等の購入にも利用できるということを多くの市民の皆様が既に御存じでございます。加えて、島嶼部や中山間地域を有する本市においては、関前地域を含めた今治市内全域の77の取扱店舗でおこめ券の利用が可能である点も、居住地による不公平を生じさせないという観点から重要な判断要素となりました。

なお、今回のおこめ券配付であれば、これまでの経験を最大限生かし、準備から発送完了に至るまでの事務スキームをプラスアップすることで、予算成立から1か月程度で準備を整え、年明け1月下旬から順次市民の皆様のお手元に届けることができる見込みでございます。これは、商品券やクーポン券を配付する場合には3か月以上の時間を要することに比べて、格段に早く市民の皆様にお届けできるという大きなメリットがございます。

次に、おこめ券の配付とした理由の2つ目でございますが、それは、配付に要する経費面での優位性が高いという点でございます。

おこめ券を配付する場合、仕分、封入費用、郵送料等々が必要であり、事業費全体の13%程度が事務経費となります。一方で、ほかの給付方法での経費率は、給付額を今回と同額として試算をした場合、例えば令和5年9月に行いましたガソリン券、本市独自の燃料クーポンでございますが、こちらの経費率は9.4%と最も経済的ですが、取扱店舗の登録や偽造防止商品券の印刷等に3か月を要するなどスピード感に欠けるほか、ガソリンや灯油を使わない方が相当数いらっしゃるというデメリットもございます。

それ以外の方法でございますが、例えば、申請手続や口座登録に時間と労力がかかる現金給付の場合の経費率は15%程度、新たなシステム構築やコールセンター開設に時間やコストがかかる電子クーポンでは17%程度、プレミアム商品券の場合には25%程度となり、おこめ券がコスト面でも優位性があることが明らかになりました。

なお、本市では、おこめ券購入の際には競争入札を実施し、事業経費の適正化を図っております。過去2回の入札実績においては、1回目の令和6年1月には500円券が1枚当たり471円、2回目の令和7年3月では467円80銭と6%程度安く調達できておりまして、今回も同様に競争入札を実施することで経費の抑制に努めてまいりたいと思います。

以上、申し上げましたように、おこめ券での支援は、地域や世代を問わず利用できること、そして事務費や事務負担を抑えながら円滑に実施できることなど、物価高騰の支援方法として本市の実情に最も適した手段であると総合的に判断した結果でございます。

今回の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援しつつ、地方創生を図ることを目的とした交付金であり、経済対策の一つでもございます。国は、生活者の支援、事業者の支援といった区分ごとに推奨事業メニューを示しておりますので、残りの交付金につきましても、今後、政策効果等を十分に精査しながら、市民の皆様の声に寄り添った活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○越智 忍議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○達川雄一郎議員 議長。

○越智 忍議長 達川雄一郎議員。

○達川雄一郎議員 以上で質疑を終わります。